

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
全般 <u>基づき</u>	全般 <u>もとづき</u>
第2条（約款の変更） (1) 当社は、第36条（需給契約の変更）に定めるほか、Webサイト上に掲載する方法、電子メールで送信する方法またはその他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに通知したうえで、約款を変更することができます。この変更に異議のあるお客さまは、当社が通知してから30日以内に当社に申し出ていただくことで、契約期間満了前であっても契約を解約することができます。お客さまが上記期限までに需給約款の変更に異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、上記期限の経過をもって変更後の電気需給約款に変更されるものとみなします。なお、当社は、約款を変更する際には、変更後の約款を当社のホームページ等を通じて周知するものとします。 (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、第36条（需給契約の変更）の定めにかかわらず、約款を変更いたします。この場合の需給約款の変更に関する手続きは(1)に準じます。	第2条（約款の変更） (1) 当社は、第36条（需給契約の変更）に定めるほか、Webサイト上に掲載する方法、電子メールで送信する方法またはその他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに通知したうえで、約款を変更することができます。この変更に異議のあるお客さまは、当社が通知してから30日以内に当社に申し出ていただくことで、契約期間満了前であっても契約を解約することができます。お客さまが上記期限までに約款の変更に異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、上記期限の経過をもって変更後の約款に変更されるものとみなします。なお、当社は、約款を変更する際には、変更後の約款を当社のWebサイト等を通じて周知するものとします。 (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、第36条（需給契約の変更）の定めにかかわらず、約款を変更いたします。この場合の約款の変更に関する手続きは(1)に準じます。
第3条（約款の適用） 当社が、お客さまへ電力の供給を行うときの権利義務および供給条件は、本約款によるものとします。また、別途、電気需給契約書（以下「契約書」といいます）を締結する場合で、契約書の規定と本約款の規定に齟齬がある場合は、契約書を優先します。また、法改正等により約款の規定の一部が無効となつてもその他の条文には影響を及ぼさないものとします。 なお、この約款および契約書に定めのない事項については、関連法令および一般送配電事業者が定	第3条（約款の適用） 当社が、お客さまへ電力の供給を行うときの権利義務および供給条件は、約款によるものとします。また、別途、電気需給契約書（以下「契約書」といいます）を締結する場合で、契約書の規定と約款の規定に齟齬がある場合は、契約書を優先します。また、法改正等により約款の規定の一部が無効となつてもその他の条文には影響を及ぼさないものとします。 なお、約款および契約書に定めのない事項については、関連法令および一般送配電事業者が定める

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
める託送供給等約款およびその他の接続供給の条件等を記載した書面に従うものとします。	託送供給等約款およびその他の接続供給の条件等を記載した書面に従うものとします。
第4条 (定義) (7) 夏季平日昼間、冬季平日昼間、他季平日昼間、休日・夜間：下記の表に定める期間 <u>及び</u> 時間をいいます。 (10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。	第4条 (定義) (7) 夏季平日昼間、冬季平日昼間、他季平日昼間、休日・夜間：下記の表に定める期間 <u>および</u> 時間をいいます。 (10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
第7条 (需給契約の申込み) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、 <u>あらかじめ約款を承認のうえ</u> 、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。	第7条 (需給契約の申込み) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、 <u>あらかじめ約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ</u> 、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
第8条 (需給契約の成立および契約期間) (2) 契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、最初に到来する3月の検針日の前日まで（3月の検針日が1日の場合は3月末日まで）といたします。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、通知した条件で自動延長されるものとします。なお、当該通知は原則毎年12月末日までに通知いたします。	第8条 (需給契約の成立および契約期間) (2) 契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、最初に到来する3月の検針日の前日まで（3月の検針日が1日の場合は3月末日まで）といたします。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、通知した条件で自動延長されるものとし、以後も同様とします。なお、当該通知は原則毎年12月末日までに通知いたします。

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>第13条(契約種別等)</p> <p>(1) 契約種別は、次のとおりといたします。他については別途協議をおこないます。</p> <p>高圧電力（季時別標準プラン、季時別 RE100 プラン、Green Direct スタンダード、Green DirectRE100）</p> <p>特別高圧電力（季時別標準プラン、季時別 RE100 プラン、Green Direct スタンダード、Green DirectRE100）</p> <p>(2)契約種別は、原則として、契約期間途中は変更できません。<u>ただし、高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct RE100）、特別高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct RE100）については別途協議をおこないます。</u></p> <p>(3)常時供給電力の契約電力は次によって定めます。</p> <p>□ 契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高圧の場合 契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまとの協議によって定めます。</p> <p>□ 契約電力が 500 キロワット未満の場合 ※以下省略</p> <p>(4)料金は、基本料金、従量料金および別表 I または II の第 2 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、季時別標準プラン及び季時別 RE100 プランの従量料金は別表 I、第 1 条（電源調達費調整額）によって算定された電源調達費調整額を加えたものといたします。ただし、基本料金はハによって力率割引または割増をする場合は、力率割引または割増をしたものとします。</p>	<p>第13条(契約種別等)</p> <p>(1)契約種別は、次のとおりといたします。他については別途協議を行います。</p> <p>高圧電力（季時別スタンダード、季時別再エネ 100、季時別プレミアム RE100、Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）</p> <p>特別高圧電力（季時別スタンダード、季時別再エネ 100、季時別プレミアム RE100、Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）</p> <p>(2)契約種別は、原則として、契約期間途中は変更できません。</p> <p>(3)常時供給電力の契約電力は次によって定めます。</p> <p>□ 原則として、高圧で契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高圧の場合（以下「協議制」といいます。） 契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまとの協議によって定めます。</p> <p>契約電力をこえて電気を使用された場合には、再度お客さまとの協議によって契約電力を変更させていただく場合があります。</p> <p>□ 原則として、高圧で契約電力が 500 キロワット未満の場合（以下「実量制」といいます。） ※以下省略</p> <p>(4)料金は、基本料金、従量料金および別表 I または II の第 2 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、季時別スタンダード、季時別再エネ 100 および季時別プレミアム RE100 の従量料金は別表 I、第 1 条（電源調達費調整額）によって算定された電源調達費調整額を加えたものといたします。ただし、基本料金はハによって力率割引または割増をする場合は、力率割引または割増をしたものとします。</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>第14条（予備電力）</p> <p>(1)契約電力 予備電力（予備線及び予備電源）※以下省略</p> <p>(2)料金 予備電力の料金は、基本料金、従量料金の合計といたします。</p>	<p>第14条（予備電力）</p> <p>(1)契約電力 予備電力（予備線および予備電源）※以下省略</p> <p>(2)料金 予備電力の料金は、基本料金、従量料金の合計といたします。 <u>ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電力の供給電圧が高圧で利用される場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給電力の電圧と同位の電圧にするために、修正したものとします。</u></p>
<p>第15条（自家発補給電力）</p> <p>(1)契約電力 自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備容量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。原則として、自家発補給電力の契約電力を加えた契約電力を常時供給電力の契約電力として契約いたします。</p>	<p>第15条（自家発補給電力）</p> <p>(1)契約電力 <u>イ</u> 自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備容量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。原則として、自家発補給電力の契約電力を加えた契約電力を常時供給電力の契約電力として契約いたします。 <u>ロ</u> お客さまの自家発補給電力の最大需要電力が自家発補給電力の契約電力を上回った場合は、当社は自家発補給電力の契約電力を自家発補給電力の最大需要電力に変更することができます。</p>
<p><u>新設</u></p>	<p>(3)定期検査・定期補修の取扱い お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ定めておき、原則として、実施時期の1ヶ月前に再協議してその時期を確認し、お客さまは実施時期を事前に当社に書面（電磁的方法を含み、以下同様とします。）にて通知していました だきます。なお、当社または当該電力会社の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<u>新設</u>	<p><u>期についてお客さまと協議させていただきます。</u></p> <p><u>(4)自家発補給電力の使用</u></p> <p><u>イ 使用の通知</u></p> <p><u>お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、使用開始日時と使用終了日時をあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、すみやかに当社に書面にて通知していただきます。</u></p> <p><u>ロ 使用の確認</u></p> <p><u>常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合は、伊にかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。</u></p>
<u>新設</u>	<p><u>(5)自家発補給電力の最大需要電力</u></p> <p><u>常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は、原則として自家発補給電力の契約電力をその「1月」の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その「1月」の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその「1月」の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。</u></p> <p><u>(6)使用電力量</u></p> <p><u>常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合、自家発補給電力の使用電力量は以下のとおりとします。</u></p> <p><u>自家発補給電力の使用電力量 = 常時供給電力の契約電力を超えて使用した使用電力量</u></p>
<u>(3)使用電力量</u>	
<u>新設</u>	<p><u>自家発補給電力の使用電力量 = 常時供給電力の契約電力を超えて使用した使用電力量</u></p> <p><u>(7)その他</u></p> <p><u>イ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録</u></p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
	<p><u>を提出していただきます。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象としません。</u></p>
<p>第19条 (使用電力量等の計量)</p> <p><u>新設</u></p> <p>(3)計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかつた場合には、使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者とお客さまとの協議によって定めていただくこととします。</p>	<p>第19条 (使用電力量等の計量)</p> <p><u>(3)当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることができます。この場合、当社は、実費相当額を申し受ける場合があります。</u></p> <p><u>(4)計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかつた場合には、使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者とお客さまとの協議によって定めていただくこととします。</u></p>
<p>第20条 (料金の算定)</p> <p>(1)料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ お客さまに電気の供給を開始、または需給契約が終了した場合</p> <p><input type="checkbox"/> <u>第18条 (料金の算定期間) (2)の但書の場合で、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者が定めた日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</u></p> <p><u>ハ 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</u></p>	<p>第20条 (料金の算定)</p> <p>(1)料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ お客さまに電気の供給を開始、または需給契約が終了した場合</p> <p><input type="checkbox"/> <u>契約電力等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合</u></p> <p><u>ハ 第18条 (料金の算定期間) (2)の但書の場合で、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者が定めた日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</u></p> <p><u>(2)料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</u></p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
第21条(日割計算) <p>(1) 当社は、第20条(料金の算定)(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、下記(日割計算の基本算式)により日割計算をいたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">1月の基本料金×(日割計算対象日数／検針期間の日数)</p> <p>ただし、第20条(料金の算定)(1)ロに該当する場合は、 (日割計算対象日数／検針期間の日数)は、(日割計算対象日数／暦日数)といたします。</p>	第21条(日割計算) <p>(1) 当社は、第20条(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、下記(日割計算の基本算式)により日割計算をいたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">1月の基本料金×(日割計算対象日数／検針期間の日数)</p> <p>ただし、第20条(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、 (日割計算対象日数／検針期間の日数)は、(日割計算対象日数／暦日数)といたします。</p>
第22条(料金の支払義務および支払期日) <p>(5) 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額をお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。</p>	第22条(料金の支払義務および支払期日) <p>(5) 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額をお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。<u>なお、支払額が請求金額よりも過小の場合には、第24条(延滞利息)を適用いたします。</u></p> <p>(6) 当社は、電気料金その他の債務の明細書を当社のWebサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて通知することにより、お客さまに通知いたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受ける場合があります。</p>
<u>新設</u>	
第24条(延滞利息) <p>(1) お客さまが支払期日を経過してなお、料金を支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を支払っていただきます。</p>	第24条(延滞利息) <p>(1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受ける場合があります。</p>
第25条(契約超過金) <p>(1) <u>契約電力が500キロワット以上の協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合</u></p>	第25条(契約超過金) <p>(1) 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責に帰すべき理由に</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>には、当社の責に帰すべき理由による場合を除き、契約超過電力に基本料金単価を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したもの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として支払っていただきます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。</p> <p>第28条（電気の使用にともなうお客さまの協力）</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）</p>	<p>よる場合を除き、契約超過電力に基本料金単価を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したもの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として支払っていただきます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。</p> <p>第28条（電気の使用にともなうお客さまの協力）</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）</p>
<p>第29条（供給の停止）</p> <p>(2) 木 第46条（電気の使用にともなうお客さまの協力） によって必要となる措置を講じられない場合</p>	<p>第29条（供給の停止）</p> <p>(2) 木 第28条（電気の使用にともなうお客さまの協力） によって必要となる措置を講じられない場合</p>
<p>第32条（違約金）</p> <p>(4) お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、契約期間満了に先立って、お客さまが当社との契約期間途中で解約される場合には、違約金として解約月から契約期間満了までの期間の契約基本料金の1.5倍に相当する金額をお客さまに支払っていただきます。ただし、特別高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct RE100）、高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct RE100）については、<u>契約期間満了の2カ月前まで</u>にお客さまから当社に終了期日を通知した場合は、違約金は不要といたします。</p>	<p>第32条（違約金）</p> <p>(4) お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、契約期間満了に先立って、お客さまが当社との契約期間途中で解約される場合には、違約金として解約翌月から契約期間満了までの期間の契約基本料金の1.5倍に相当する金額を原則として申し受けます。ただし、特別高圧電力（Green Direct スタンダード、<u>Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100</u>）、高圧電力（Green Direct スタンダード、<u>Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100</u>）については、2カ月前までにお客さまから当社に終了期日を通知した場合は、違</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p><u>新設</u></p> <p>(5) 違約金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。</p> <p>第36条（需給契約の変更）</p> <p><u>新設</u></p> <p>(2) 当社は、一般送配電事業者の料金の改定がされた場合、託送供給等約款の改定、または、発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。</p> <p>イ 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。</p> <p>ロ 新料金単価適用開始日までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</p> <p>(3) 当社は発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。</p> <p>イ 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」とい</p>	<p>約金は不要といたします。</p> <p>(5) 協議制のお客さまが、お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、契約期間満了に先立って、お客さまが当社との契約期間途中で契約電力を減少される場合には、違約金として契約電力変更月から契約期間満了までの期間の契約電力減少分基本料金の1.5倍に相当する金額を申し受けれる場合があります。ただし、特別高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ100、Green Direct プレミアム RE100）、高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ100、Green Direct プレミアム RE100）については、2カ月前までにお客さまから当社に契約電力減少を通知した場合は、違約金は不要といたします。</p> <p>(6) 違約金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。</p> <p>第36条（需給契約の変更）</p> <p>(2) 当社は、一般送配電事業者の料金の改定がされた場合、託送供給等約款の改定により料金改定が必要となる場合は、第2条（約款の変更）の定めにかかわらず、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。</p> <p>イ 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。</p> <p>ロ 新料金単価適用開始日までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</p> <p>(3) 当社は発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。</p> <p>イ 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」とい</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>ます。)を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。</p> <p>□ お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金適用開始日の30日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで需給契約を解約することができます。この場合には、需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといいたします。</p> <p>ハ 上記□に定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</p>	<p>ます。)を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。</p> <p>□ お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金適用開始日の30日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで需給契約を解約することができます。この場合には、需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといいたします。</p> <p>ハ 上記□に定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</p>
<u>新設</u>	<u>第48条 (準拠法)</u> 本約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これらにしたがつて解釈されるものといいたします。
<u>第48条 (お客さまの個人情報の共同利用)</u> ※以下省略	<u>条数変更</u>
<u>第49条 (一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項)</u> ※以下省略	<u>条数変更</u>
<u>第50条 (管轄裁判所)</u> <u>お客さまとの需給契約に関する一切の紛争については、お客さまと当社、いずれかの地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。</u>	<u>第49条 (管轄裁判所)</u> <u>需給契約に関する訴訟については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。</u>
<u>新設</u>	<u>第50条 (信用情報の共有)</u> <u>当社は、お客さまが第40条(解約等)(3)・(4)または(5)に該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。</u>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<u>条数変更</u>	<p>ます。</p> <p><u>第51条 (お客様の個人情報の共同利用)</u></p> <p>当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めます。</p>
<u>新設</u>	<p><u>第52条 (ブロックチェーン技術について)</u></p> <p>当社の「再エネ100」および「プレミアムRE100」の電力は、発電所指定および電力のトレーサビリティ提供のためにブロックチェーン技術を利用してあります。</p> <p>(1)当社が利用するブロックチェーン技術について</p> <p>当社では、電力トレーサビリティによる透明性と、お客様の情報保護を両立するため、2種類のブロックチェーンを組み合わせて利用しています。</p> <p>イ プライベートチェーン（お客様情報の記録用）</p> <p>役割：お客様の電力使用量などを記録します。当社が運用し当社のみが記録を行いますが、その内容は改ざんされていないことを証明するため、外部からも確認可能な状態にしています。</p> <p>ロ パブリックチェーン（記録情報の証明用）</p> <p>役割：プライベートチェーンの要約情報（ハッシュ値）を記録し、情報が改ざんされていないことをグローバルなネットワークで保証します。</p> <p>(2)ご利用に伴う情報取扱いへの同意</p> <p>ご利用にあたり、以下の内容についてご同意いただく必要がございます。</p> <p>①情報の記録について</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<u>条数変更</u>	<p>「再エネ100」および「プレミアムRE100」の電力をご利用の際に、以下の情報がプライベートチェーンへ記録されます。</p> <p>送信元アドレスおよび送信先アドレス（※1）、30分電力量（※2）、年月日、コマ</p> <p>※1 ブロックチェーン固有のウォレットを表すランダムな英数字から成るIDです。これらのIDは、当社の別システムにある申込者情報と紐づく情報です。お客様のお名前やご住所などの情報はブロックチェーン上には一切記録されません。</p> <p>※2 パブリックチェーンには、プライベートチェーンへ記録した情報を集約・暗号化した情報（ハッシュ値）のみが記録されます。30分電力量がパブリックチェーンへ記録されることはありません。</p> <p>②情報の公開について</p> <p>当社がプライベートチェーンへ記録した上記の情報（IDや電力量）は、透明性を担保するため、第三者が閲覧可能な状態となります。ただし、閲覧できるのは数値やIDのみであり、それらの情報からお客様が特定されることはありません。</p> <p>③記録の永続性について</p> <p>ブロックチェーンの性質上、一度記録された情報は削除や変更ができません。これにより「改ざんされていない電力トレーサビリティ情報である」ことが将来にわたって証明されます。</p> <p>第53条（一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項）</p> <p>お客様には、約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)				改定後(2026年4月1日実施)																																																																																																																																													
<u>別表I 季時別標準プラン・季時別RE100プラン</u>				<u>別表I 季時別スタンダード・季時別再エネ100・季時別プレミアムRE100</u>																																																																																																																																													
<p>第1条（電源調達費調整額）</p> <p>(2) 電源調達費調整単価</p> <p>※中略※</p> <p>X・Y の値は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">適用期間</th> <th colspan="2">北海道エリア・東北エリア・関東エリア</th> <th colspan="2">中部エリア・北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア</th> </tr> <tr> <th>X</th> <th>Y</th> <th>X</th> <th>Y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月の料金に係る検針期間等</td><td>33%</td><td>67%</td><td>35%</td><td>65%</td></tr> <tr><td>5月の料金に係る検針期間等</td><td>35%</td><td>65%</td><td>42%</td><td>58%</td></tr> <tr><td>6月の料金に係る検針期間等</td><td>42%</td><td>58%</td><td>48%</td><td>52%</td></tr> <tr><td>7月の料金に係る検針期間等</td><td>55%</td><td>45%</td><td>59%</td><td>41%</td></tr> <tr><td>8月の料金に係る検針期間等</td><td>55%</td><td>45%</td><td>61%</td><td>39%</td></tr> <tr><td>9月の料金に係る検針期間等</td><td>51%</td><td>49%</td><td>57%</td><td>43%</td></tr> <tr><td>10月の料金に係る検針期間等</td><td>34%</td><td>66%</td><td>46%</td><td>54%</td></tr> <tr><td>11月の料金に係る検針期間等</td><td>43%</td><td>57%</td><td>52%</td><td>48%</td></tr> <tr><td>12月の料金に係る検針期間等</td><td>49%</td><td>51%</td><td>59%</td><td>41%</td></tr> <tr><td>1月の料金に係る検針期間等</td><td>56%</td><td>44%</td><td>61%</td><td>39%</td></tr> <tr><td>2月の料金に係る検針期間等</td><td>57%</td><td>43%</td><td>60%</td><td>40%</td></tr> <tr><td>3月の料金に係る検針期間等</td><td>50%</td><td>50%</td><td>51%</td><td>49%</td></tr> </tbody> </table>				適用期間	北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア・北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア		X	Y	X	Y	4月の料金に係る検針期間等	33%	67%	35%	65%	5月の料金に係る検針期間等	35%	65%	42%	58%	6月の料金に係る検針期間等	42%	58%	48%	52%	7月の料金に係る検針期間等	55%	45%	59%	41%	8月の料金に係る検針期間等	55%	45%	61%	39%	9月の料金に係る検針期間等	51%	49%	57%	43%	10月の料金に係る検針期間等	34%	66%	46%	54%	11月の料金に係る検針期間等	43%	57%	52%	48%	12月の料金に係る検針期間等	49%	51%	59%	41%	1月の料金に係る検針期間等	56%	44%	61%	39%	2月の料金に係る検針期間等	57%	43%	60%	40%	3月の料金に係る検針期間等	50%	50%	51%	49%	<p>第1条（電源調達費調整額）</p> <p>(2) 電源調達費調整単価</p> <p>※中略※</p> <p>X・Y の値は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">適用期間</th> <th colspan="2">北海道エリア・東北エリア・関東エリア</th> <th colspan="2">中部エリア・北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア</th> </tr> <tr> <th>X</th> <th>Y</th> <th>X</th> <th>Y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月の料金に係る検針期間等</td><td>34%</td><td>66%</td><td>21%</td><td>79%</td></tr> <tr><td>5月の料金に係る検針期間等</td><td>37%</td><td>63%</td><td>27%</td><td>73%</td></tr> <tr><td>6月の料金に係る検針期間等</td><td>39%</td><td>61%</td><td>35%</td><td>65%</td></tr> <tr><td>7月の料金に係る検針期間等</td><td>56%</td><td>44%</td><td>51%</td><td>49%</td></tr> <tr><td>8月の料金に係る検針期間等</td><td>57%</td><td>43%</td><td>55%</td><td>45%</td></tr> <tr><td>9月の料金に係る検針期間等</td><td>57%</td><td>43%</td><td>53%</td><td>47%</td></tr> <tr><td>10月の料金に係る検針期間等</td><td>43%</td><td>57%</td><td>40%</td><td>60%</td></tr> <tr><td>11月の料金に係る検針期間等</td><td>47%</td><td>53%</td><td>44%</td><td>56%</td></tr> <tr><td>12月の料金に係る検針期間等</td><td>53%</td><td>47%</td><td>53%</td><td>47%</td></tr> <tr><td>1月の料金に係る検針期間等</td><td>58%</td><td>42%</td><td>58%</td><td>42%</td></tr> <tr><td>2月の料金に係る検針期間等</td><td>58%</td><td>42%</td><td>59%</td><td>41%</td></tr> <tr><td>3月の料金に係る検針期間等</td><td>50%</td><td>50%</td><td>46%</td><td>54%</td></tr> </tbody> </table>				適用期間	北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア・北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア		X	Y	X	Y	4月の料金に係る検針期間等	34%	66%	21%	79%	5月の料金に係る検針期間等	37%	63%	27%	73%	6月の料金に係る検針期間等	39%	61%	35%	65%	7月の料金に係る検針期間等	56%	44%	51%	49%	8月の料金に係る検針期間等	57%	43%	55%	45%	9月の料金に係る検針期間等	57%	43%	53%	47%	10月の料金に係る検針期間等	43%	57%	40%	60%	11月の料金に係る検針期間等	47%	53%	44%	56%	12月の料金に係る検針期間等	53%	47%	53%	47%	1月の料金に係る検針期間等	58%	42%	58%	42%	2月の料金に係る検針期間等	58%	42%	59%	41%	3月の料金に係る検針期間等	50%	50%	46%	54%
適用期間	北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア・北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア																																																																																																																																														
	X	Y	X	Y																																																																																																																																													
4月の料金に係る検針期間等	33%	67%	35%	65%																																																																																																																																													
5月の料金に係る検針期間等	35%	65%	42%	58%																																																																																																																																													
6月の料金に係る検針期間等	42%	58%	48%	52%																																																																																																																																													
7月の料金に係る検針期間等	55%	45%	59%	41%																																																																																																																																													
8月の料金に係る検針期間等	55%	45%	61%	39%																																																																																																																																													
9月の料金に係る検針期間等	51%	49%	57%	43%																																																																																																																																													
10月の料金に係る検針期間等	34%	66%	46%	54%																																																																																																																																													
11月の料金に係る検針期間等	43%	57%	52%	48%																																																																																																																																													
12月の料金に係る検針期間等	49%	51%	59%	41%																																																																																																																																													
1月の料金に係る検針期間等	56%	44%	61%	39%																																																																																																																																													
2月の料金に係る検針期間等	57%	43%	60%	40%																																																																																																																																													
3月の料金に係る検針期間等	50%	50%	51%	49%																																																																																																																																													
適用期間	北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア・北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア																																																																																																																																														
	X	Y	X	Y																																																																																																																																													
4月の料金に係る検針期間等	34%	66%	21%	79%																																																																																																																																													
5月の料金に係る検針期間等	37%	63%	27%	73%																																																																																																																																													
6月の料金に係る検針期間等	39%	61%	35%	65%																																																																																																																																													
7月の料金に係る検針期間等	56%	44%	51%	49%																																																																																																																																													
8月の料金に係る検針期間等	57%	43%	55%	45%																																																																																																																																													
9月の料金に係る検針期間等	57%	43%	53%	47%																																																																																																																																													
10月の料金に係る検針期間等	43%	57%	40%	60%																																																																																																																																													
11月の料金に係る検針期間等	47%	53%	44%	56%																																																																																																																																													
12月の料金に係る検針期間等	53%	47%	53%	47%																																																																																																																																													
1月の料金に係る検針期間等	58%	42%	58%	42%																																																																																																																																													
2月の料金に係る検針期間等	58%	42%	59%	41%																																																																																																																																													
3月の料金に係る検針期間等	50%	50%	46%	54%																																																																																																																																													

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)						改定後(2026年4月1日実施)																																																						
(3) JEPX 調整単価						(3) JEPX 調整単価																																																						
ハ 基準 JEPX 単価						ハ 基準 JEPX 単価																																																						
基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は1銭といたします。						基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は1銭といたします。																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>北海道エリア</th><th>東北エリア</th><th>関東エリア</th><th>中部エリア</th><th>北陸エリア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td><td>16.42</td><td>13.78</td><td>14.22</td><td>14.37</td><td>13.21</td></tr> <tr> <td>冬季</td><td>14.93</td><td>13.97</td><td>13.91</td><td>14.08</td><td>12.82</td></tr> <tr> <td>その他季</td><td>13.59</td><td>13.09</td><td>13.51</td><td>13.35</td><td>12.40</td></tr> </tbody> </table>							北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア	夏季	16.42	13.78	14.22	14.37	13.21	冬季	14.93	13.97	13.91	14.08	12.82	その他季	13.59	13.09	13.51	13.35	12.40	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>北海道エリア</th><th>東北エリア</th><th>関東エリア</th><th>中部エリア</th><th>北陸エリア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td><td>10.57</td><td>10.92</td><td>12.15</td><td>11.71</td><td>11.08</td></tr> <tr> <td>冬季</td><td>12.10</td><td>11.23</td><td>11.71</td><td>11.37</td><td>10.82</td></tr> <tr> <td>その他季</td><td>10.25</td><td>10.31</td><td>11.54</td><td>10.85</td><td>10.28</td></tr> </tbody> </table>								北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア	夏季	10.57	10.92	12.15	11.71	11.08	冬季	12.10	11.23	11.71	11.37	10.82	その他季	10.25	10.31	11.54	10.85	10.28
	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア																																																							
夏季	16.42	13.78	14.22	14.37	13.21																																																							
冬季	14.93	13.97	13.91	14.08	12.82																																																							
その他季	13.59	13.09	13.51	13.35	12.40																																																							
	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア																																																							
夏季	10.57	10.92	12.15	11.71	11.08																																																							
冬季	12.10	11.23	11.71	11.37	10.82																																																							
その他季	10.25	10.31	11.54	10.85	10.28																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>関西エリア</th><th>中国エリア</th><th>四国エリア</th><th>九州エリア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td><td>13.33</td><td>13.02</td><td>12.68</td><td>12.57</td></tr> <tr> <td>冬季</td><td>12.70</td><td>12.64</td><td>12.46</td><td>11.82</td></tr> <tr> <td>その他季</td><td>12.18</td><td>12.01</td><td>11.69</td><td>10.79</td></tr> </tbody> </table>							関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア	夏季	13.33	13.02	12.68	12.57	冬季	12.70	12.64	12.46	11.82	その他季	12.18	12.01	11.69	10.79	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>関西エリア</th><th>中国エリア</th><th>四国エリア</th><th>九州エリア</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td><td>11.33</td><td>10.83</td><td>10.08</td><td>9.79</td></tr> <tr> <td>冬季</td><td>11.07</td><td>10.64</td><td>9.90</td><td>9.52</td></tr> <tr> <td>その他季</td><td>10.39</td><td>9.76</td><td>9.18</td><td>8.14</td></tr> </tbody> </table>								関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア	夏季	11.33	10.83	10.08	9.79	冬季	11.07	10.64	9.90	9.52	その他季	10.39	9.76	9.18	8.14								
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア																																																								
夏季	13.33	13.02	12.68	12.57																																																								
冬季	12.70	12.64	12.46	11.82																																																								
その他季	12.18	12.01	11.69	10.79																																																								
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア																																																								
夏季	11.33	10.83	10.08	9.79																																																								
冬季	11.07	10.64	9.90	9.52																																																								
その他季	10.39	9.76	9.18	8.14																																																								
単位：円/kWh						単位：円/kWh																																																						
季節区分：夏季（7・8・9月）、冬季（12・1・2月）、その他季（夏季と冬季の期間を除く期間）						季節区分：夏季（7・8・9月）、冬季（12・1・2月）、その他季（夏季と冬季の期間を除く期間）																																																						
第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）						第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）																																																						
(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> 第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。						(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、 <u>再生可能エネルギー特別措置法</u> 第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。																																																						
(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定						(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定																																																						
<input type="checkbox"/> 電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を						<input type="checkbox"/> お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた																																																						

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合とて<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令</u>に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合とて<u>再生可能エネルギー特別措置法施行令</u>に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><u>新設</u></p>	<p><u>第3条（各プランの特徴）</u></p> <p><u>(1)スタンダード</u></p> <p><u>卸電力より調達する電気と FIT 電気(※)等を組み合わせた電気を供給いたします。再エネ比率や CO2 排出係数をお約束することはできません。</u></p> <p><u>(2)再エネ 100</u></p> <p><u>再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。</u></p> <p><u>(3)プレミアム RE100</u></p> <p><u>RE100 基準に適合した再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、RE100 基準に適合した再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。また、GHG プロトコル新基準にて検討されている時間単位での再工</u></p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
	<p><u>ネ供給（アワーマッチング）も実施いたします。</u></p> <p><u>※この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。</u></p>
別表Ⅱ <u>Green Direct スタンダード、Green Direct RE100</u>	別表Ⅱ <u>Green Direct スタンダード・Green Direct 再エネ 100・Green Direct プレミアム RE100</u>
第1条（従量料金） (1) 従量料金は、30 分ごとの使用電力量(kWh)に同時刻の従量単価を乗じたものを、月間で合計したものが請求されます。従量料金の計算式は次のとおりとします。 従量単価 = 電源調達単価 + 託送従量単価 + 手数料	第1条（従量料金） (1) 従量料金は、30 分ごとの使用電力量(kWh)に同時刻の従量単価を乗じたものを、月間で合計したものが請求されます。従量料金の計算式は次のとおりとします。 従量単価 = 電源調達単価 + 託送従量単価(標準接続送電サービス) + 手数料
第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金） (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> 第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 <input type="checkbox"/> <u>電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合</u> で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金	第2条（再生可能エネルギー発電促進賦課金） (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、 <u>再生可能エネルギー特別措置法</u> 第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 <input type="checkbox"/> <u>お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合</u> で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合とし て<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令</u>に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として<u>再生可能エネルギー特別措置法施行令</u>に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><u>新設</u></p>	<p><u>第3条（各プランの特徴）</u></p> <p><u>(1)スタンダード</u></p> <p><u>卸電力より調達する電気と FIT 電気(※)等を組み合わせた電気を供給いたします。再エネ比率や CO2 排出係数をお約束することはできません。</u></p> <p><u>(2)再エネ 100</u></p> <p><u>再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。</u></p> <p><u>(3)プレミアム RE100</u></p> <p><u>RE100 基準に適合した再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、RE100 基準に適合した再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。また、GHG プロトコル新基準にて検討されている時間単位での再エネ供給（アワリーマッチング）も実施いたします。</u></p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
	<p>※この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。</p>

以上